

「電子書籍に対応した著作権」を整備した場合の構成について

平成 25 年 7 月 5 日

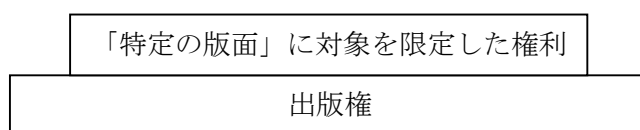
1. 「電子書籍に対応した著作権」として採りうる構成

「電子書籍に対応した著作権」として、以下の構成が考えられる。

- 構成(i) 現行著作権を拡張し、現行著作権の対象に電子書籍等を含める (※1)。
 構成(ii) 現行著作権とは別に、電子書籍等を対象とした権利(電子著作権(仮称))を創設 (※2)。

※1 特約により、「特定の版面」を対象を限定した権利を設定することも考えられる。
 なお、著作権と「特定の版面」を対象を限定した権利の関係については、著作権の設定を前提とする構成(「アドオン型」)と前提としない構成(「選択型」)が考えられる。

【アドオン型】著作権設定を前提に、「特定の版面」に係る権利を特約で設定可。



【選択型】著作権設定を前提とせず、「特定の版面」に係る権利のみを契約で設定可。



※2 構成(ii)においても、現行著作権の見直しを必要に応じて行うことは考えられる。

2. 権利の設定

構成(i)及び(ii)の考え得る権利の設定方法としては、以下の例が考えられる。

※ 考え得る例は、以下に掲げた例に限られるものではない。

○ 構成(i)及び(ii)に共通する例

【例 1】著作権者 X が著作物 A について、出版者 Y1 に対し、紙の書籍に係る著作権を設定し、出版者 Y2 に対し、電子書籍に係る著作権を設定。

⇒ 構成(i)、(ii)のいずれの場合においても、Y1 は、ネット上における海賊版対策を行うことができないのではないかと考えられる。

○ アドオン型を前提とする構成(i)における例

【例 2】 著作権者 X が著作物 A について、出版者 Y1 に対し、紙の書籍に係る出版権を設定し、その後、出版者 Y2 に対し、電子書籍に係る出版権及び「特定の版面」に係る権利を設定。

⇒ Y2 の設定した「特定の版面」が、Y1 の版面と同一である場合において、Y2 が対抗要件を具備すると、Y1 は紙の出版ができなくなるのではないか。

○ 選択型を前提とする構成(i)における例

【例 3】 著作権者 X が著作物 A について、出版者 Y1 に対し、紙の書籍に係る出版権を設定し、その後、出版者 Y2 に対し、「特定の版面」に係る権利を設定。

⇒ Y2 の設定した「特定の版面」が、Y1 の版面と同一である場合において、Y2 が対抗要件を具備すると、Y1 は紙の出版ができなくなるのではないか。

【例 4】 著作権者 X が著作物 A について、出版者 Y1 に対し、紙の書籍に係る出版権を設定し、出版者 Y2 に対し、電子書籍に係る出版権を設定し、その後、出版者 Y3 に対し、「特定の版面」に係る権利を設定。

⇒ Y3 の設定した「特定の版面」が、Y1、Y2 の版面と同一である場合において、Y3 が対抗要件を具備すると、Y1 は紙の出版が、Y2 は電子書籍の配信ができなくなるのではないか。

(以 上)